

# 【八王子労働基準監督署長からのお知らせ 29.夏号】

## 平成29年度 全国労働衛生週間始まります

- Safe Work TOKYO -



全国労働衛生週間は、昭和25年以来今年で68回を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしています。現在、労働人口の3人に1人が病気を治療しながら仕事をしていることや、膀胱がんや肺疾患などの化学物質による健康障害問題の発生があります。さらに、脳・心臓疾患や精神障害による労災請求は増加傾向にあり、加えて、自殺者の原因・動機の一つに「勤務問題」があることから、メンタルヘルス対策は急務となっています。また、業務上疾病は長期的には減少するも、腰痛は特に社会福祉施設で増加し、熱中症も高止まりの状況です。（「平成29年度全国労働衛生週間実施要綱」参照）

- ・ **治療と仕事の両立**：「働き方改革実行計画」（29.3）に基づき取組を推進。費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用など
- ・ **ラベルでアクション**：改正安衛法の普及・定着。ラベル表示、安全データシート（SDS）の入手・交付、リスクアセスメントの確実な実施など
- ・ **STOP！熱中症「クールワークキャンペーン」**：WBGT値（暑さ指数）の正確な把握と予想される場合の作業時間の見直し及び単独作業の回避など
- ・ **過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進**：過労死等防止対策推進法（26.11）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱（27.7）」に基づき、過労死等の防止のための対策に取組
- ・ **メンタルヘルス対策の取組強化**：過労死等ゼロ緊急対策（28.12）に基づき企業におけるメンタルヘルス対策の取組の推進（ストレスチェック制度：労働者50人以上の事業場は義務化、報告も。）

《全国労働衛生週間》期間：平成29年10月1日から7日（準備期間：平成29年9月1日から30日）  
『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

平成29年度版

## 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が事業者の努力義務となりました。もう対策はお済みですか？受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください。

なお、助成金の適用には条件と申請期日があります。まずは、下記にお電話のうえ、ご相談ください。  
東京労働局労働基準部健康課（Tel. 03-3512-1616 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階）

## \* 仕事休もっ化計画 \*

### 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

「働き方・休み方改善ポータルサイト」 <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

#### 《只今進行中》

- ・ **東京都最低賃金審議中**：現在932円（28.10.1～）ですが、改正を審議中です。改正された場合には別途周知・広報しますので、ご留意ください。
- ・ **第12次東京労働局労働災害防止計画推進中**：（29.6月末現在）29年八王子署管内の死傷者数226件（前年同期224件0.9%増）。全ての業種で減少していません。さらなる安全対策の徹底を。

八王子労基署からの情報は…

八王子労働基準監督署からのお知らせ

検索